

介護医療院案内



介護医療院とは？

「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」等の医療機能と、「生活施設」としての機能を兼ね備えた施設です。長期にわたり療養が必要な要介護者に対して、「長期療養のための医療」と「日常生活上の支援」を一体的に提供します。

●病院とは違うのでしょうか？

介護医療院は病院ではなく、長期療養を受けながら生活する施設です。医師や看護師の配置が義務付けられており、医療を提供することができます。病院・診療所から移行して開設した施設の場合、「〇〇病院」「〇〇診療所」等の名称を使用する場合があります。

●利用料金はどうなっていますか？

入所者の方の要介護度と施設のサービス内容により介護報酬上の単位が定められています。また、居住費・食費については施設との契約額となります。(低所得の方は負担軽減の対象となります。)

●どのような人が利用できますか？

要介護の方であって、病院に入院するほどではないものの、例えば喀痰吸引や経管栄養等の日常的・継続的な医学管理等の理由により、在宅や他の介護保険施設等で支えることが難しい方などが想定されます。

●看取りは可能でしょうか？

看取りやターミナルの対応も介護医療院の機能の一つとなっています。

施設紹介



多床室のパーテーション

看護・介護

医療サービス

- 喀痰吸引
- 経管栄養(経鼻経管栄養・胃管)
- 点滴・酸素
- 注射・投薬
- ターミナルケア

介護サービス

- 食事介助
- 排泄介助
- 入浴介助
- 機能訓練

医療安全対策・感染予防対策

医師・看護師、介護士、栄養士、作業療法士により、医療安全や感染予防に関する対策を行います。

褥瘡(床ずれ)予防に対する取り組み

病状、身体状況、栄養状態など、さまざまな視点から発生原因の対策や、予防に取り組めます。



リハビリテーション

身体機能維持、向上を目的とし、対象となる方の機能に応じた運動や基本動作訓練(起居動作、立ち上がり、歩行)、マッサージを行います。さらに、日常生活の中で生きがいを持ち、豊かに生きるための、生活の実現を目指し、その人なりの生活が送れるよう支援しています。



癒しの空間をご提供する取り組み

長期療養されている方が多数いらっしゃるため、少しでも快適に生活していただけるよう、様々な取り組みをしております。

館内には音楽が流れています。

プライバシー確保のため、多床室にはパーテーションを設置しています。



施設概要



- 面会時間 現在、対面による面会は中止しております。面会はオンラインにて随時行っております。詳細は施設にお問い合わせください。
- 入所定員 50名
- 施設基準 施設分類 | 型介護医療院



リハビリ室



浴室



デイルーム・ダイニングルーム

TEL 0296-24-2331(代)